

27. 防災集団移転促進事業（完了）



津波被害を受けた居住者が、安全な地区に移転することを促進するための事業です。

事業概要

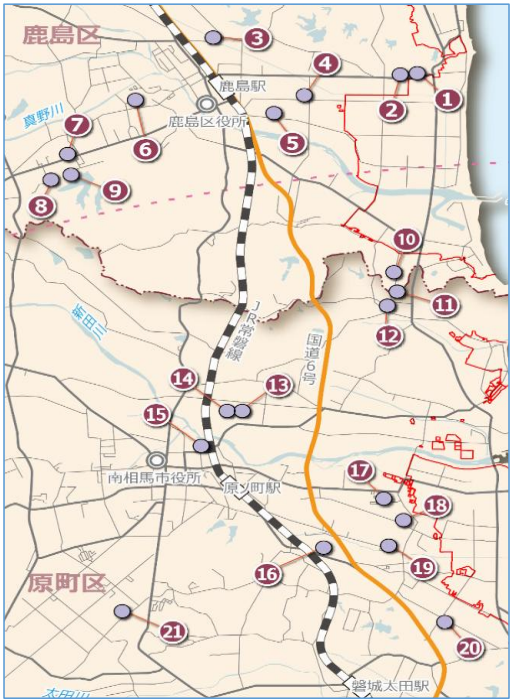
- 事業の対象者は、「移転促進区域」（津波の被害を受け、住民の居住に適さないと認められる区域）の内にいる住居の居住者です。
- 住宅団地は、津波やがけ崩れなどの危険性のない場所に計画しました。
- 団地の造成に伴い、必要となる場合は周辺道路の拡張や排水路の整備も行いました。
- 団地の造成は本事業で行い、住宅の建築は移転者が行いました。

■移転先関連

- 移転方法は次の3種類です
 - ①「住宅団地」への移転
 - ②「災害公営住宅」への転居
 - ③被災者自身で移転先を確保する「個別移転」
- 上述の①「住宅団地」を本事業で整備し、移転を希望する事業の対象者に分譲しました。

■移転元関連

- 「移転促進区域」内にいる敷地内の宅地等を市が買い取りました。
- 「移転促進区域」は「災害危険区域」にも指定するので、住居として使用する建築物の建築が禁止または制限されます。
- 市が買い取った土地は、復興関連事業として活用します。



● 住宅団地の位置
— 災害危険区域の範囲

スケジュール

項目		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
災害危険区域の指定		→				
住宅団地造成	住宅団地の位置・規模の決定	→				
	区画検討測量設計	→				
	住宅団地造成工事	→				
	個人の補助金申請	→				
買移転元	買取意向確認	→				
	買取契約	→				

→ 原発から20km圏内のスケジュール
→ 原発から20km圏外のスケジュール

移転先住宅団地の地区名と規模

鹿島区	No.	地区名	戸数	団地面積	原町区	No.	地区名	戸数	団地面積
	1	南海老	6	0.6ha		12	金沢2	5	0.6ha
	2	北海老	13	1.5ha		13	上高平1	7	0.6ha
	3	南屋形	8	0.6ha		14	上高平2	5	0.3ha
	4	北右田	5	0.6ha		15	小川町	57	4.3ha
	5	鹿島	8	0.7ha		16	北原	23	1.8ha
	6	寺内	48	4.5ha		17	上洪佐	32	3.2ha
	7	上寺内1	14	1.4ha		18	菅浜1	18	1.6ha
	8	上寺内2	7	1.0ha		19	菅浜2	15	1.4ha
	9	上寺内3	5	0.6ha		20	雫	7	0.6ha
	10	大内	5	0.5ha		21	本陣前	11	0.8ha
	11	金沢1	5	0.7ha					

事業費

総事業費	約173億円	復興交付金
------	--------	-------

担当部署

- 【防災集団移転促進事業に関すること】
(住宅団地の造成・移転元地の買取り)
・ 南相馬市建設部 都市計画課都市計画係
Tel 0244-24-5251
- 【災害危険区域の指定に関すること】
・ 南相馬市建設部 都市計画課建築営繕係
Tel 0244-24-5255